

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	3	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	28-1	許認可等の内容	職業訓練指導員の免許	
<p>(職業訓練指導員免許)</p> <p>第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。)における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者でなければならない。</p> <p>2 前項の免許(以下「職業訓練指導員免許」という。)は、厚生労働省令で定める職種ごとに行なう。</p> <p>3 職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に対して、免許証を交付して行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した者</li><li>二 第三十条第一項の職業訓練指導員試験に合格した者</li><li>三 職業訓練指導員の業務に関して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者</li></ul> <p>4 前項第三号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 成年被後見人又は被保佐人</li><li>二 禁錮@こ以上の刑に処せられた者</li><li>三 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者</li></ul>						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	3	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	28-1	許認可等の内容	職業訓練指導員の免許	
<p>職業能力開発促進法施行規則 (免許資格)</p> <p>第三十八条 <a href="#">法第二十八条第三項</a>第一号の厚生労働省令で定める訓練課程は、長期課程及び専門課程とする。</p> <p>2 長期課程の指導員訓練を修了した者の受けることができる免許職種は、その者の修了した次の表の上欄に掲げる訓練科に係る長期課程に応じ、同表の下欄に掲げる免許職種(括弧を付した免許職種については、別表第八の一2により選択制とすることができることとされた専門学科及び専門実技の科目のうち当該免許職種に対応する科目を履習した場合に限る。)とする。</p>						
長期課程の訓練科		免許職種		長期課程の訓練科		免許職種
産業機械工学科		溶接科 構造物鉄工科 自動車整備科 内燃機関科 冷凍空調機器科 熱処理科 メカトロニクス科 (建設機械科) (建設機械運転科)		電気工学科		電気科 電気工事科 送配電科 メカトロニクス科 コンピュータ制御科 (電子科)
生産機械工学科		機械科 塑性加工科 メカトロニクス科 (熱処理科)		電子工学科		電子科 メカトロニクス科 コンピュータ制御科 (電気科) (電気工事科) (情報処理科)

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	3	担当課	労政雇用課												
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	28-1	許認可等の内容	職業訓練指導員の免許													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>長期課程の訓練科</th> <th>免許職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報工学科</td> <td>情報処理科 コンピュータ制御科 (電子科)</td> </tr> <tr> <td>建築工学科</td> <td>建築科 枠組壁建築科 プレハブ建築科 建設科 (ブロック建築科) (左官・タイル科) (防水科) (床仕上げ科) (サッシ・ガラス施工科)</td> </tr> <tr> <td>造形工学科</td> <td>インテリア科 広告美術科 デザイン科 木工科 木材工芸科 塗装科 (漆器科)</td> </tr> </tbody> </table>		長期課程の訓練科	免許職種	情報工学科	情報処理科 コンピュータ制御科 (電子科)	建築工学科	建築科 枠組壁建築科 プレハブ建築科 建設科 (ブロック建築科) (左官・タイル科) (防水科) (床仕上げ科) (サッシ・ガラス施工科)	造形工学科	インテリア科 広告美術科 デザイン科 木工科 木材工芸科 塗装科 (漆器科)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>長期課程の訓練科</th> <th>免許職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉工学科</td> <td>福祉工学科 (機械科) (電子科) (計測機器科) (理化学機器科) (義肢装具科) (メカトロニクス科) (情報処理科) (コンピュータ制御科)</td> </tr> </tbody> </table>					長期課程の訓練科	免許職種	福祉工学科	福祉工学科 (機械科) (電子科) (計測機器科) (理化学機器科) (義肢装具科) (メカトロニクス科) (情報処理科) (コンピュータ制御科)
長期課程の訓練科	免許職種																	
情報工学科	情報処理科 コンピュータ制御科 (電子科)																	
建築工学科	建築科 枠組壁建築科 プレハブ建築科 建設科 (ブロック建築科) (左官・タイル科) (防水科) (床仕上げ科) (サッシ・ガラス施工科)																	
造形工学科	インテリア科 広告美術科 デザイン科 木工科 木材工芸科 塗装科 (漆器科)																	
長期課程の訓練科	免許職種																	
福祉工学科	福祉工学科 (機械科) (電子科) (計測機器科) (理化学機器科) (義肢装具科) (メカトロニクス科) (情報処理科) (コンピュータ制御科)																	

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	3	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	28-1	許認可等の内容	職業訓練指導員の免許	
3 専門課程の指導員訓練を修了した者の受けることができる免許職種は、その者が修了した次の表の上欄に掲げる訓練科に係る専門課程に応じ、同表の下欄に掲げる免許職種とする。						
専門課程の訓練科			免許職種			
鋳造科			鋳造科			
機械科			機械科			
構造物鉄工科			構造物鉄工科			
塑性加工科			塑性加工科			
溶接科			溶接科			
電気科			電気科			
電子科			電子科			
コンピュータ制御科			コンピュータ制御科			
自動車整備科			自動車整備科			
内燃機関科			内燃機関科			
建築科			建築科			
木工科			木工科			
配管科			配管科			
メカトロニクス科			メカトロニクス科			
情報処理科			情報処理科			
塗装科			塗装科			
デザイン科			デザイン科			

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	3	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	28-1	許認可等の内容	職業訓練指導員の免許	
<p>第三十九条 <a href="#">法第二十八条第四項</a>の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 免許職種に関し、第六十一条に規定する一級の技能検定又は<a href="#">法第四十四条第一項</a>ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定(以下「単一等級の技能検定」という。)に合格した者で、厚生労働大臣が指定する講習を修了したもの</li><li>二 免許職種に関する学科を修めた者で、工業、工業実習、農業、農業実習、水産、水産実習、商業、商業実習、家庭又は家庭実習の教科について高等学校の教員の普通免許状(<a href="#">教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第一項</a>に定める普通免許状をいう。)を有するもの</li><li>三 免許職種に関し、廃止前の職業訓練法(昭和三十二年法律第百三十三号。以下「旧法」という。)第七条第二項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、長期訓練又は短期訓練の課程を修了した者</li><li>四 旧法第二十四条第一項の職業訓練指導員試験に合格した者</li></ul> <p>職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる者を定める告示 平成五年二月十二日 労働省告示 第六号</p> <p>職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十八条の三第五号の規定に基づき、職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められるものを次のように定め、平成五年四月一日から適用する。</p> <p>職業能力開発促進法施行規則第四十八条の三第五号の労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 職業能力開発情報促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十八条第一項に規定する職業訓練に係る教科(次号において「教科」という。)に関し、外国の学校であって学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)と同等以上と認められるものを卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの</li><li>二 教科に関し、外国の学校であって学校教育法による短期大学と同等以上と認められるものを卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの</li><li>三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として労働省職業能力開発局長が定める者</li></ul>						